

上川町の宿泊税の考え方について

令和 8 年 9 月 2 5 日

上川町 税務保険課 

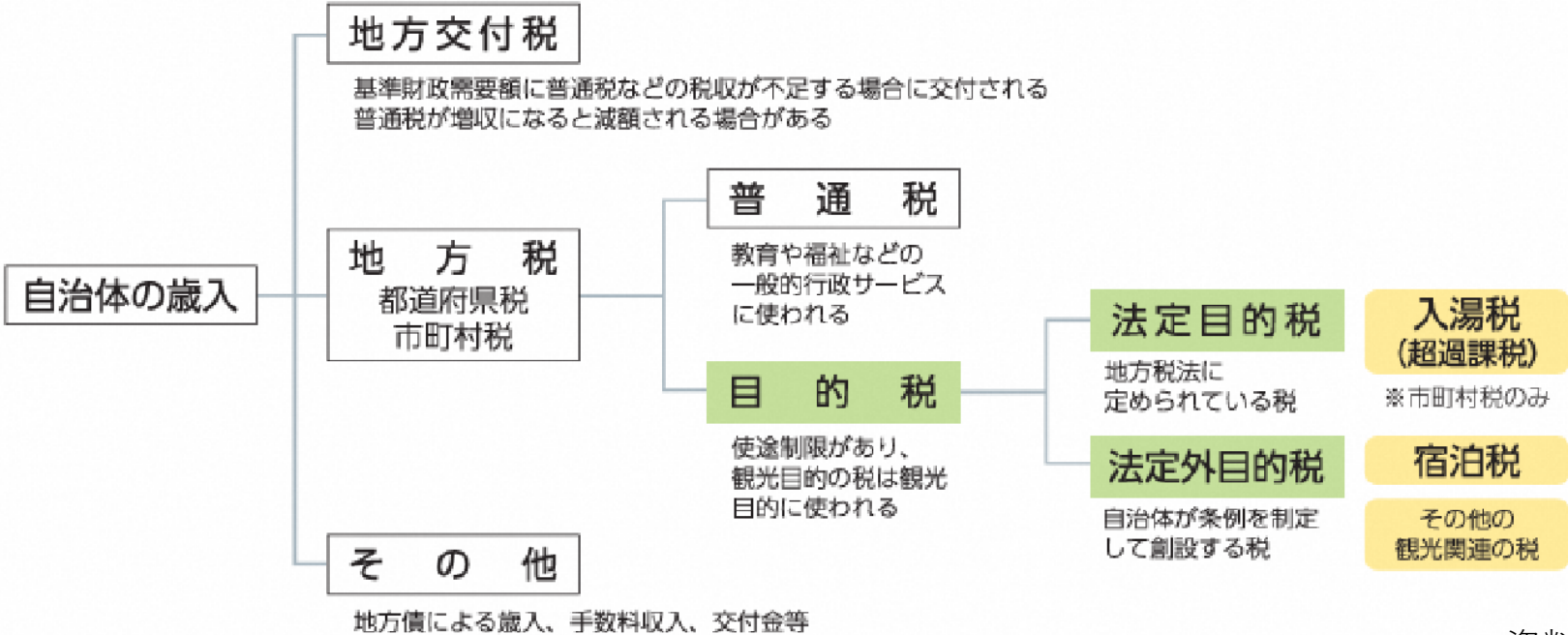


1. 観光財源の種類

■観光財源の種類

宿泊税	宿泊者に課税する地方税(法定外目的税)です。
入湯税	温泉などの入湯者に課税する地方税(法定目的税)です。
その他観光に関連する地方税	地域の事情に即した目的に沿って導入されている地方税(法定外目的税)です。
受益者分担金・負担金	特定の受益者から徴収して特定の事業に使われる仕組みに基づいた制度です。
協力金	訪問者から任意で支払いを求める制度です。
寄付金(ふるさと納税制度)	ふるさとの納税制度の仕組みを利用し、観光振興を目的とした寄付金を集めることができます。

■観光財源となる地方税





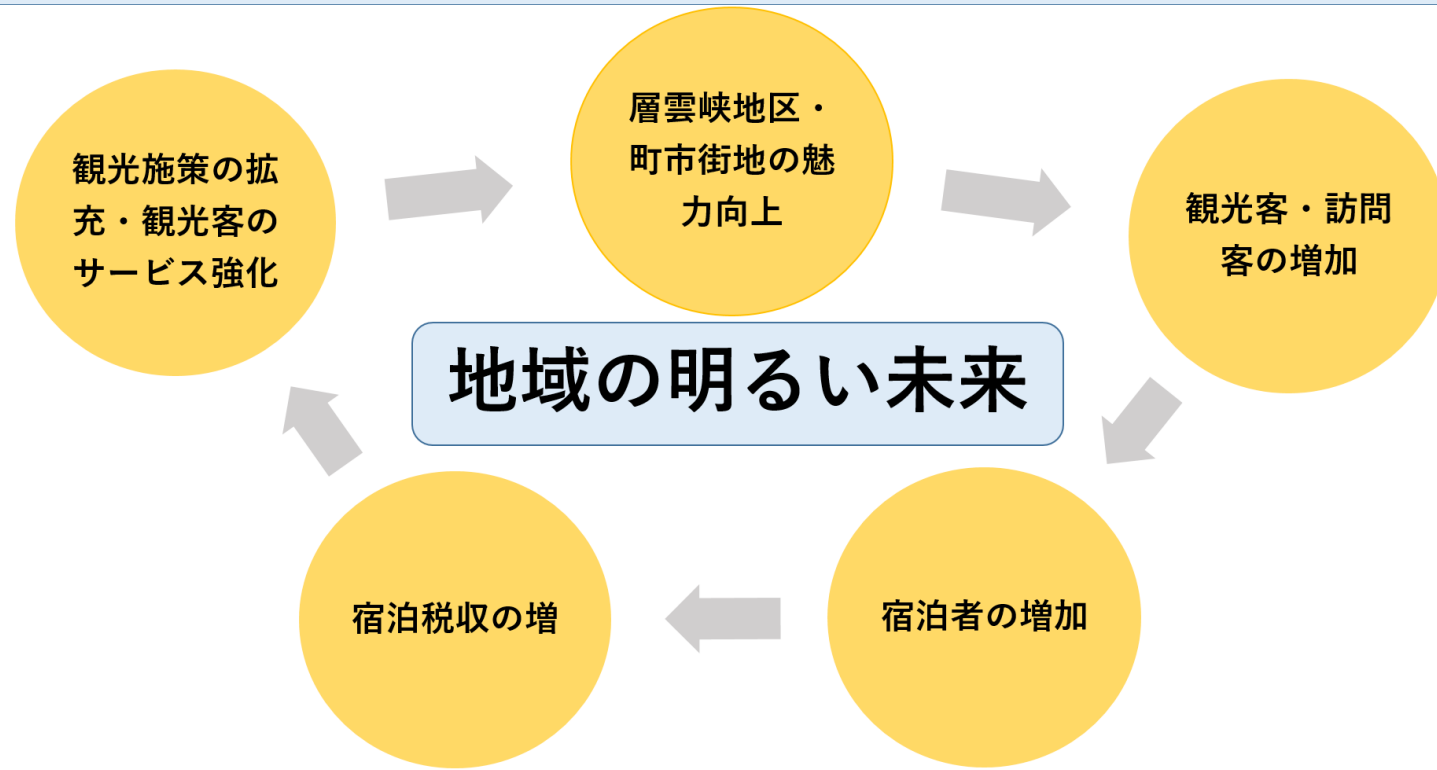
2. 上川町宿泊税導入の背景・目的

導入の背景・目的

コロナ禍による行動変容等、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴う観光ニーズ、旅行形態の変化など、上川町の観光を取り巻く情勢は大きく変動しています。

そのため、上川町の観光資源である「大雪山・層雲峡」の強みを層雲峡のみならず、地域経済のけん引役として、市街地観光及びまちづくり全般に波及させ、持続可能な観光地づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他の観光振興施策に取り組む必要があります。

観光施策の受益者である観光客やビジネス客などの宿泊者に、その受益に応じ、一定の負担を広く求める「宿泊税」を導入することで、持続的・安定的な財源を確保し、上川町ならではの魅力を活かした観光政策に取り組み、にぎわいのあるまちの実現を目指します。





3. 上川町宿泊税導入に係る検討経過

①上川町宿泊税導入に係る検討・意見聴取の経過

令和7年	7月31日	第1回上川町宿泊税検討委員会開催
令和7年	12月1日	第2回上川町宿泊税検討委員会開催
令和8年	2月	宿泊税に係る宿泊者アンケート（株）大雪山ツアーズ実施）
令和8年	3月18日	第3回上川町宿泊税検討委員会開催
令和8年	6月18日	第4回上川町宿泊税検討委員会開催
令和8年	7月28日・29日	上川町宿泊税導入に係る事業者説明会開催
令和8年	8月	宿泊税に係る事業者アンケート（上川町実施）
令和8年	9月7日	第5回上川町宿泊税検討委員会開催

②検討結果

- ①観光振興を推進するという特定目的のために課し、地方公共団体が条例で制定することができる法定外目的税による財源確保が適当であり、対象者の捕捉の容易性（入域行為への課税等と比べ、宿泊税は制度的に簡素であり徴収に係る費用も過大とはならない）及び受益と負担との関係性の観点から、「宿泊税」を導入する。
- ②税率は、簡素な制度で広く負担を求めることが望ましく、また、事業者の事務負担軽減を考慮し、北海道宿泊税と同じ宿泊料金区分の段階的定額制を採用する。税額については、宿泊者及び事業者アンケートの結果を踏まえ、入湯税、北海道宿泊税及び上川町宿泊税と併せて500円前後が最も多いこと及び事業者の負担軽減の観点から、道と同様に宿泊料金が2万円未満は100円、2万円以上5万円未満は200円、5万円以上は500円とする。
- ③課税客体、課税標準、課税免除、免税点、減免、徴収方法は、事業者負担の軽減を図る観点から北海道と同様の制度とする。また、事業者支援策として、特別徴収義務者交付金及びシステム改修費用の補助を行うこと。
- ④同じ観光財源の目的税である入湯税、北海道宿泊税との用途における調整ルールを定めること。（詳細後述）

4. 上川町宿泊税の概要について



1 税の概要

項 目	概 要
1 税目名	宿泊税（法定外目的税）
2 課税客体 （課税対象となる物・行為）	旅館・ホテル・簡易宿所、民泊施設への宿泊行為
3 課税標準 （税額計算の基礎となる額）	宿泊料金（素泊まり料金）
4 課税免除	修学旅行その他学校行事や保育所等の行事に参加するもの（大学生除く）及びその引率者
5 免税点	設けない
6 税率・税額	右表のとおり
7 納税業務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税する）
8 見直し期間	社会情勢を踏まえて、概ね5年ごとに制度の見直しを行う
9 徴税開始時期	令和10年3月1日

2 税率・税額

宿泊料金	上川町 宿泊税	北海道 宿泊税	合計
2万円未満	100円	100円	200円
2万円～5万円未満	200円	200円	400円
5万円以上	500円	500円	1,000円

※北海道宿泊税と併せて徴収します。事業者の徴収事務の負担に配慮し、北海道と同じ区分の段階的定額制とします。

3 スケジュール



※上記のほか、宿泊事業者を対象とした事務説明会を随時開催予定。

参考）道内他自治体における宿泊税額（2026.4.1以降）

宿泊地域		宿泊料金（1人1泊）	税率
北海道	（下記市町村以外）	2万円未満	100円
		2万円以上5万円未満	200円
		5万円以上	500円

宿泊地域		宿泊料金（1人1泊）	市町村税率	道と市町村の合計税率
道央エリア	札幌市	5万円未満	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
		5万円以上	500円	1,000円
	小樽市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	ニセコ町	5,000円以下	100円	200円
		5,001円以上2万円未満	200円	300円
		2万円以上5万円未満	500円	700円
		5万円以上10万円未満	1,000円	1,500円
		10万円以上	2,000円	2,500円
	留寿都村	2万円未満	100円	200円
		2万円以上5万円未満	200円	400円
		5万円以上	500円	1,000円
	倶知安町	一律定率	3%	※3%に道税分を含む
	赤井川村	8,000円以上2万円未満	200円	8,000円未満 100円
				8,000円以上2万円未満 300円
		2万円以上	500円	2万円以上5万円未満 700円
	洞爺湖町	2万円未満	200円	300円
		2万円以上5万円未満	500円	700円
		5万円以上	1,000円	1,500円
道南エリア	函館市	2万円未満	100円	200円
		2万円以上5万円未満	200円	400円
		5万円以上10万円未満	500円	1,000円
		10万円以上	2,000円	2,500円

※道庁資料より

道北エリア	旭川市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	富良野市	2万円未満	200円	300円
		2万円以上5万円未満	300円	500円
		5万円以上	500円	1,000円
	占冠村	2万円未満	100円	200円
		2万円以上5万円未満	200円	400円
		5万円以上	500円	1,000円
道東エリア	北見市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	網走市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	小清水町	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	帯広市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	音更町	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	新得町	5千円未満	50円	150円
		5千円以上2万円未満	100円	200円
		2万円以上5万円未満	200円	400円
		5万円以上	500円	1,000円
	釧路市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円

5 宿泊税の使途について



本税は目的税の為、観光目的に使用します。以下は、検討委員会での議論経過を踏まえ、現段階で想定されるものを例示したものです。観光を取り巻く状況の変化、求められる施策は常に変化しているため、使途の可能性を狭めることなく、柔軟に対応できるよう活用する事業は、毎年度個別具体的に検討します。※R10年度予算から実施

想定される活用例（3つの柱）

使途① 観光の高付加価値化

- ・ SNS等を活用した情報発信
- ・ デジタルサイネージにおける観光情報発信
- ・ 観光施設の回遊促進（例：デジタルスタンプラリー等）
- ・ 屋内アクティビティ・常設イベントの検討
- ・ マーケティング・ブランディングの強化（山岳リゾートの具体化やターゲット別戦略の策定など）
- ・ 空き店舗対策
- ・ 宿泊者と飲食店を結ぶ施策

使途② 観光サービス等の充実強化

- ・ 市街地周遊促進に向けた拠点機能の整備（手荷物預かりサービス・レンタサイクルなど）
- ・ 手荷物配送サービス
- ・ FITに対応した新規2次交通の運行
- ・ グリーンスローモビリティ（低速電動車）運行の導入検討
- ・ キャッシュレス決済の普及促進
- ・ 道の駅の検討
- ・ 層雲峡温泉街のリニューアル
- ・ 観光施設のリニューアル
- ・ 流星・銀河の滝休憩舎再整備
- ・ 観光地の環境美化活動
- ・ 多言語化の充実

使途③ 危機対応力の強化

- ・ 災害・パンデミック等への対応（観光事業者への迅速な支援）
- ・ 層雲峡地区の災害発生時避難マニュアル(多言語化)の作成及びデジタル化
- ・ 観光客に対する防災対策備品の整備

6 入湯税・北海道宿泊税との調整ルールについて



既に課税している入湯税や北海道宿泊税と併せた負担感に配慮が必要です。また、入湯税及び北海道宿泊税の充当事業との調整ルールが必要です。入湯税及び北海道宿泊税の充当事業は次のとおり。

これらの充当事業は、使途の目的や条件が上川町宿泊税と異なることから、上川町宿泊税の充当を原則行わず、次の上川町宿泊税を充当すべき事業のルールに則り、上川町宿泊税の充当事業を毎年度選定します。

【上川町宿泊税充当事業のルール（原則）】

- ①納税義務者である「宿泊者」の受益という点で関連性が整理できる観光施策（3つの柱）
- ②原則、入湯税及び北海道宿泊税を充当している既存事業と重複しない新たな事業
- ③大規模な整備事業・有事対応等を見据えた宿泊税基金（仮称）への積立

上川町入湯税の使途・目的

地方税法の定めにより、次のものに限定。

- ①観光の振興（町の観光施設整備、管理、観光地づくり対策など）※宿泊者の受益に制限されない点異なる
- ②環境衛生施設の整備（上下水道施設の整備など）
- ③消防施設の整備（消防庁舎の整備、消防車両の購入など）
- ④鉱泉源の保護管理施設の整備

北海道宿泊税の使途・目的

次の条件に当てはまる事業に限定。

※原則、上川町に限定した施策には充当されない。

- ①対象事業が、道内全域に効果が及ぶ事業
（北海道観光入込客数調査、観光情報基盤構築事業など）
- ②対象事業が、複数市町村をまたぐ広域的な事業
（公共交通利便性向上事業、道路標識多言語化など）

7. 免税点について



・上川町が免税点を設けない理由について

上川町宿泊税を充当する事業のうち、宿泊施設の受入機能の強化・高度化や、利便性の向上といった施策効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず、一定程度の受益があることから、免税点を設けず、広く負担していただくことを想定。

また、宿泊者は宿泊以外にも、移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費をしており、一定の担税力を有していると考えられることから、免税点を設けず広く課税することで税の公平性を確保するため。

※北海道宿泊税も上記と同じ考え方により、免税点を設けていません。

8 徴収事務及び宿泊事業者支援について

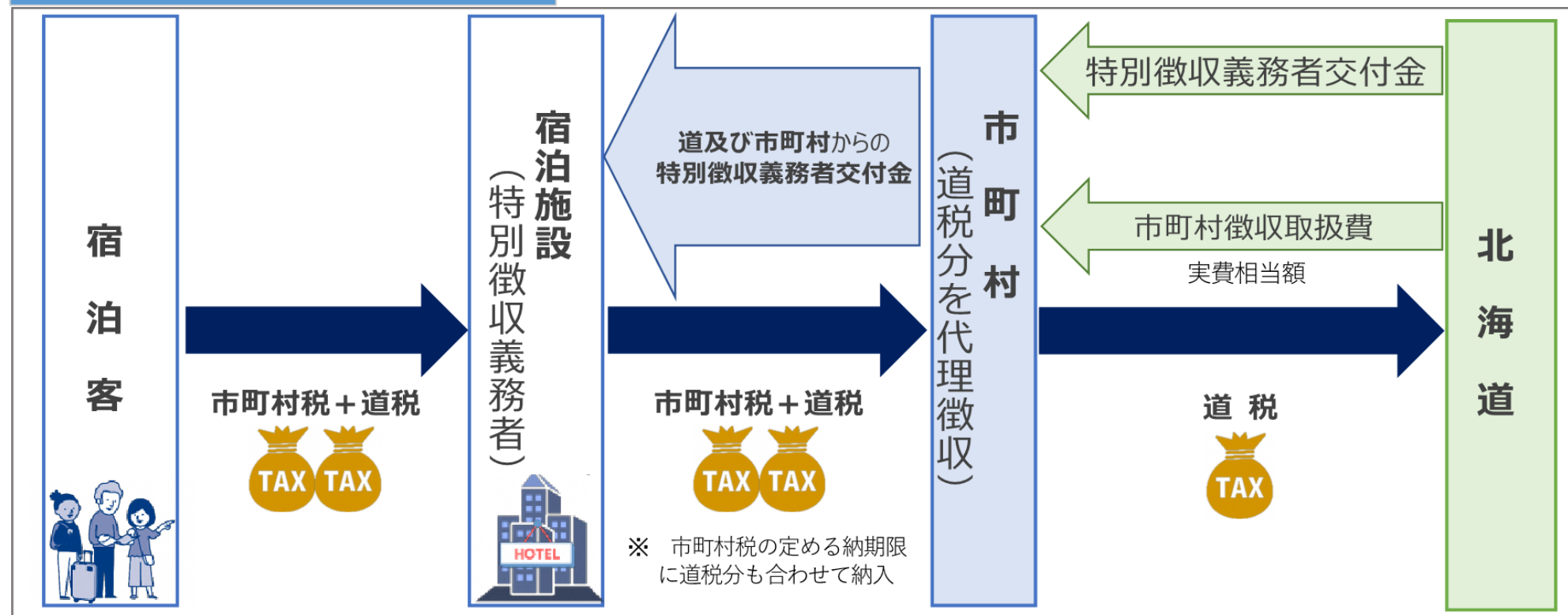


- 申告・納税や徴収事務を支援するために、既に宿泊税を導入している多くの自治体では、特別徴収義務者に対して、納期限内に納入された税額に対し2.5%~3.5%程度の交付金を交付しています。
- ①本町においても、北海道と同様に、2.5%（ただし、経過措置で最初の5年間は3.5%）を予定
- ②上記①の他に、レジ等のシステム改修費用の2分の1補助を行う予定

4. 徴収事務（フローイメージ）

観光振興を目的とした新税に関する懇談会

I 市町村税の課税がある場合



9. 上川町宿泊税条例（案）の骨子について



●上川町宿泊税条例（案）骨子

1 課税の根拠（第1条）

上川町の優れた景観と環境を保全し、心豊かに過ごすことができる世界に誇る北の山岳リゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

2 納税業務者（第3条）

上川町内のホテル・旅館・簡易宿所・民泊に宿泊する宿泊者

3 課税免除（第4条）

①学校教育法第1条に規定する学校の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が教育課程の一環として主催する修学旅行その他学校行事については、公益性を認め、宿泊税を課さない。（ただし、大学生を除く。）

②幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所保育事業を行う施設及び保育所並びに認可外保育施設が主催する行事に参加している3歳未満の幼児には、宿泊税を課さない。

4 税率（第5条）

宿泊料金	税額
2万円未満	100円
2万円～5万円未満	200円
5万円以上	500円

※宿泊料金は1人1泊に係る料金で、食事代や消費税等を除き、サービス料を含んだ、いわゆる「素泊まり料金」

5 徴収の方法（第6条）

特別徴収の方法による。

6 特別徴収義務者（第7条）

旅館・ホテル・簡易宿所及び民泊の施設を営業者が特別徴収義務者

7 申告納入の手続（第8条）

次表の左欄期間分の宿泊税を右欄の期限内に申告納入しなければならない。

3月1日から5月末日	6月末日
6月1日から8月末日	9月末日
9月1日から11月分末日	12月末日
12月1日から2月末日	3月末日

8 特別徴収義務者としての登録（第9条）

宿泊施設を営業者の場合は、宿泊施設ごとに町長に必要事項を記載した申請書を提出し、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

9 納税管理人（第10条）

特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所等を有しない場合に、納税管理人を定める場合は、町にその旨を申告し、承認を得なければならない。

10 更正及び決定に係る不足金額等の納入（第13条）

更正及び決定の通知を受けた場合は、当該不足金額及び過少申告加算金額若しくは重加算金額等をそれぞれ納期限までに納入しなければならない。

11 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等（第14条）

①宿泊施設ごとに帳簿を備え付け、必要事項を記載し、納入申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

②売上伝票、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額が記載されている書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

12 関係帳簿等の電磁的記録による保存等（第15条）

備付け及び保存しなければならない関係帳簿又は関係書類について、最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合は、電磁的記録の備付け、保存によることができる。

13 減免（第20条）

天災その他特別な事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り宿泊税を減免する。

14 帳簿の記載義務違反等の関する罪（第21条）

帳簿・書類に正当事由がなく必要事項を記載しなかった者、帳簿・書類に虚偽の記載した者、帳簿・書類を隠匿した者、関係帳簿を5年間保存しなかった者、関係書類を2年間保管しなかった者は、1年以下の拘禁刑又は50万以下の罰金

15 附則（第6項）

北海道が町内の宿泊施設に課税する宿泊税がある場合は、上川町宿泊税と北海道宿泊税を併せて賦課徴収する。